

港湾海岸防災協議会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 本会は、港湾海岸防災協議会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、港湾内の海岸事業並びに港湾及び港湾内海岸の災害防止及び災害復旧（以下「防災」という。）に関する必要な方策を考究するとともに、一般の認識を徹底せしめ、これらの事業の促進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海岸事業の促進
- (2) 防災に関する事業の促進
- (3) 海岸及び防災に関する啓蒙宣伝及び世論の喚起
- (4) 海岸及び防災に関する資料の収集及び必要な事項の調査研究
- (5) 海岸及び防災に関する図書の刊行
- (6) 海岸及び防災に関する功労者の表彰
- (7) 前各号のほか本会の目的を達成するため必要な事業

第 2 章 会 員

(会 員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同する港湾管理者、地方公共団体及びその他の団体をもって組織する。

(会 費)

第6条 本会員は、毎年度総会において別に定めるところにより会費を納めるものとする。

2 1口の金額は5,000円とする。

(抛出金品の不返還)

第7条 既納の会費は、返還しない。

第 3 章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 45名以内（会長、副会長、理事長を含む。）
- (5) 監 事 2名以内

(役員を選任)

- 第9条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 会長、副会長及び理事長は、理事会において選任する。
 - 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代行する。
 - 3 理事長は、会務を処理する。また、会長及び副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この規則及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

- 第11条 役員任期は、就任の日から3会計年度経過後に開かれる通常総会の終了の日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員に欠員を生じ会長が補充の必要を認めるときは、第9条の規定にかかわらず、理事会において補充選任を行い、その結果を、その後開催される最初の総会において報告する。
 - 3 前項の規定により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧問)

- 第12条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会において選任する。
 - 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

第 4 章 会 議

(会議の種別)

- 第13条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2 会議は、会長が召集する。
 - 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会)

- 第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 通常総会は、毎会計年度終了後三月以内に召集する。
 - 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、召集の請求をしたとき。
 - (2) 第10条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(総会の議決事項)

- 第15条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) その他の重要事項

(総会の招集)

第16条 総会の招集は、会議の日時、場所、目的等を記載した書面により、開催日の7日前までに会員に通知しなければならない。

(総会の議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員数及び出席者数
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

(理事会)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 第10条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の議決事項)

第20条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会によって委任された事項
- (3) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
- (4) その他重要事項

(理事会の議決)

第21条 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(規定の準用)

第22条 第18条の規定は、理事会に準用する。

第 5 章 事 務 局

(事務局)

第23条 本会の庶務を行うため職員を置くことができる。

2 職員は会長が任免する。

第 6 章 財 産 及 び 会 計

(財産の構成)

第24条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費

- (2) 財産から生じる収入
- (3) その他の収入

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算等の承認)

第26条 理事長は、次に掲げる書類を毎会計年度開始前に作成し、理事会の議決を経た後、総会に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(決算等の承認)

第27条 理事長は、次に掲げる書類を会計年度終了後に作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、総会に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項に規定する監査の結果を総会に報告しなければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第28条 この規約に定めるものを除くほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(残余財産の処分)

第29条 本会が解散した場合の残余財産の処分は、総会の議決を得て行わなければならない。

附 則

- 1 この規約は、昭和36年3月1日から実施する。
- 2 第6条第2項(現行第26条)の規定にかかわらず最初の会計年度に限り、これを昭和36年3月1日より昭和37年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、昭和44年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、平成3年11月15日から実施する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、平成4年11月5日から実施する。

附 則

- 1 第2条に定める本会の事務所は公益社団法人日本港湾協会内に置く。
- 2 この規約の一部改正は、平成20年5月29日から実施する。
但し、第25条については平成20年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規約の一部改正は、令和8年6月1日から実施する。